資料 4 第 27 回食品成分委員会 (R7.11.4)

科学技術・学術審議会資源調査分科会食品成分委員会の公開の手続について

令和3年12月21日 科学技術·学術審議会資源調査分科会 食品成分委員会決定

科学技術・学術審議会資源調査分科会運営規則第8条及び科学技術・学術審議会資源調査分科会食品成分委員会運営規則(以下「規則」という。)第9条の規定に基づき、科学技術・学術審議会資源調査分科会食品成分委員会(以下「委員会」という。)の公開の手続について、次のように定める。

- 1 会議の日時・場所・議事を原則1週間前の日(1週間前の日が行政機関の休日(以下「閉庁日」という。)の場合は、その直近の行政機関の休日でない日(以下「開庁日」という。)までにインターネット(文部科学省ホームページの報道発表一覧)に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室(文部科学記者会)に掲示する。
- 2 傍聴については、次のとおりとする。
- (1) 一般傍聴者
 - ① 一般傍聴者については、開催前日(前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日。以下同じ。)17時までに委員会の庶務の総括部局(文部科学省科学技術・学術政策局政策課資源室。以下同じ。)に登録する。
 - ② 受付は、基本的には申込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選をも考慮する。
- (2) 報道関係傍聴者

報道関係傍聴者については、1社につき原則1名とし、開催前日17時までに委員会の庶務の総括部局に登録する。

- (3) 会議の撮影、録画、録音について
 - ① 傍聴者は、委員会主査が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影、 録画、録音することができる。
 - ② 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、(1)及び(2)の傍聴登録時に登録する。なお、会議を撮影、録画、録音する者は、次に掲げる事項に従うものとする。
 - ア 会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、委員会主 査又は委員会の庶務の総括部局の指示に従うものとすること。
 - イ スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、委員会の庶務の総括部局の指定する位置から行うものとすること。
 - ウ 撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとすること。
- (4) ライブ配信について

規則第8条のWeb会議をライブ配信にて、全部又は一部を公開する場合には、(1)及び(2)の傍聴と同等扱いとし、その旨の公表をもって、前述の委員会の庶務の総括部局への傍聴等登録を省くことができる。

(5) その他

傍聴者が会議の進行を妨げていると委員会主査が判断した場合には、退席を求めることが できることとする。また、委員会主査が許可した場合を除き、会議の開始後に入場すること を禁止する。その他、詳細は、委員会主査の指示に従うこととする。

3 その他

委員関係者・各府省関係者の陪席は、原則各1名とする。ただし、規則第8条第4項に基づき、会議が非公開で行われる場合には、委員会主査が認める場合を除き、陪席は認めない。

また、規則第2条に基づく作業部会は、規則第5条各号に関する特定の事項を機動的に調査 する場合、原則、規則第2条第8項の報告をもって公開とすることができる。